

介護扶助通信 第3号

平成31年1月18日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療担当班
Tel.097(537)5621

介護扶助通信第1号では、介護保険の被保険者でない被保護者(生活保護制度独自のH番号の対象者)の介護サービスの利用にあたっては、障害福祉サービスを優先して利用していただく必要があることについてご確認させていただきました。

今回は、介護サービスに優先して利用できる障害福祉サービスには、どんなサービスがあるのか、また実際に障害福祉サービスを利用するためにはどんな手続きが必要なのかについて、確認していこうと思います。

◎H番号の対象者が介護サービスに優先して利用できる障害福祉サービスは？

H番号の対象者に対して、介護サービスの導入を検討する際には、下記の表を参考に、障害福祉サービスの利用の検討が必要です。

下記の表に掲載のない「訪問看護」等のサービスについては、障害福祉サービスに対応する介護サービスが存在しないため、障害福祉サービスの利用の検討をすることなく介護扶助によるサービスを利用することとなります。

◆「介護扶助による介護サービス」と「障害福祉サービス」の対応関係（主なもの）

介護サービス	障害福祉サービス	内 容	利用対象となる障害種別等
訪問介護	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人で、障がいのため日常生活に支障がある人が、家族等の介護を受けることが困難な場合に、ホームヘルパーが訪問して、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします	身体障がい・知的障がい 精神障がい・難病
	居宅介護	身体介護	
家事援助		障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、自宅での調理、洗濯、掃除等の介助が必要とされる場合にホームヘルパーが訪問して介助を行います	
通院等介助		障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、通院する際又官公署での公的手続きを受ける相談の移動に介助が必要とされる場合に、ホームヘルパーが訪問、同行して介助を行います	
該当なし	同行援護	屋外での移動が困難な視覚障害者の外出時に同行、移動に必要な情報の提供や、移動の援護を行います	身体障がい(視覚障がい)・難病
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします	知的障がい・精神障がい・難病
通所介護	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	身体障がい・知的障がい 精神障がい・難病
	地域活動支援センターⅡ型	デイサービスとして地域における雇用が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス、送迎サービス等の各種サービスを提供します	身体障がい・知的障がい 精神障がい・難病
短期入所生活介護	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合など家庭における介護が一時的に困難になった場合に、短期間、施設へ入所(宿泊)ができます	身体障がい・知的障がい 精神障がい・難病
通所リハビリ	自立訓練	機能訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間における、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います (標準利用期間18カ月)
		生活訓練	身体障がい・知的障がい 精神障がい・難病 (標準利用期間24カ月)
訪問入浴	訪問等入浴サービス(地域支援事業)	居宅における入浴が困難な方に対して、機械浴等の入浴サービスの提供を行います	身体障がい・知的障がい 精神障がい・難病

介護	障害	品目	耐用年数	給付対象者	基準額
福祉用具貸与	補装具	車いす(付属品を含む)	6年	①肢体不自由(身体障害者手帳の交付を受けている方) ②内部障がい(ただし心臓・呼吸器障がいの方) ③難病患者等の者 ※医師の車椅子意見書が必要です(意見書料は生活保護で対応可) ※電動車いすは来所判定が必要な場合があります	種類によって基準額が異なります
		電動車いす(付属品を含む)	6年		
		歩行補助杖(1本杖を除く)	4年	①肢体不自由(身体障害者手帳の交付を受けている方) ②内部障がい(ただし心臓・呼吸器障がいの方) ③難病患者等の者	
		歩行器	5年	①肢体不自由(身体障害者手帳の交付を受けている方) ②内部障がい(ただし心臓・呼吸器障がいの方) ③難病患者等の者	
	介護・訓練支援用具	特殊寝台(付属品を含む)	8年	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	154,000円
		特殊マット(床ずれ・汚染防止マット)	5年	①下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る)又は療育手帳A1、A2 ②難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	19,600円
		体位変換器(クッションなど)	5年	①下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る) ②難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	15,000円
		移動用リフト	4年	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,000円
福祉用具購入	自立生活支援用具	移動・移乗支援用具(住宅改修を伴わない手すり・スロープなど)	8年	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等で下肢が不自由なもの	60,000円
		入浴補助用具(シャワーチェア・浴槽台など)	8年	①下肢又は体幹機能障害(入浴に介助を要するもの) ②難病患者等で入浴に介助を有するもの	90,000円
		便器(ポータブルトイレなど)	8年	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②難病患者等で常時介護を要するもの	9,850円
		特殊便器(ウォシュレット機能を有するものなど)	8年	①上肢障害2級以上(又は療育手帳A1、A2で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの) ②難病患者等で上肢機能に障害のあるもの	151,200円
対象外		T字状・棒状のつえ	4年	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等で下肢が不自由なもの	2,200円(木製) 3,000円(金属製)

〈注意事項〉

- ・各用具の基準上限額までが助成の対象となります。(生活保護受給世帯の方は基準額内の範囲であれば本人負担額はありません。)
- ・耐用年数内における再支給は原則できません。
- ・購入前のみの事前申請受け付けとなります。

障害福祉サービスでは、ネブライザーやたん吸引器、補聴器など介護サービスにはない品目についても支給対象となっています。詳しくは、「障がい福祉ガイドブック」(大分市障害福祉課発行・市ホームページ掲載)を参照ください。

左記の障害福祉サービスを提供している事業者などについては、大分市ホームページや「障がい者福祉のしおり」(大分県障害福祉課発行・県ホームページ掲載)をご覧ください。

◎障害福祉サービスを利用するためには

障害福祉サービスを利用するためには、障害福祉課にサービスの利用申請が必要です。申請後、認定調査や医師意見書を基に審査が行われ、その結果によって各種サービスの利用の可否が決定されます。（※サービスによっては、認定調査のみの場合もあります。）

申請を行うためには、下記の表の手帳等が必要となります。

◆障害福祉サービスの利用申請に必要な手帳等

障がい区分	障害福祉サービス利用申請に必要な手帳等
身体障がい	・身体障害者手帳
知的障がい	・療育手帳
精神障がい	<p>・精神障害者保健福祉手帳</p> <p>サービスにより手帳以外の下記のいずれか1点で可能な場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類 (国民年金、厚生年金などの年金証書) ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ・自立支援医療受給者証(精神通院に限る) ・医師の診断書 (原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害であることが確認できる内容であること)
難病等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・医師の診断書 ・指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知

いずれか1点で可

※サービスによっては、認定調査のみの場合もあります。



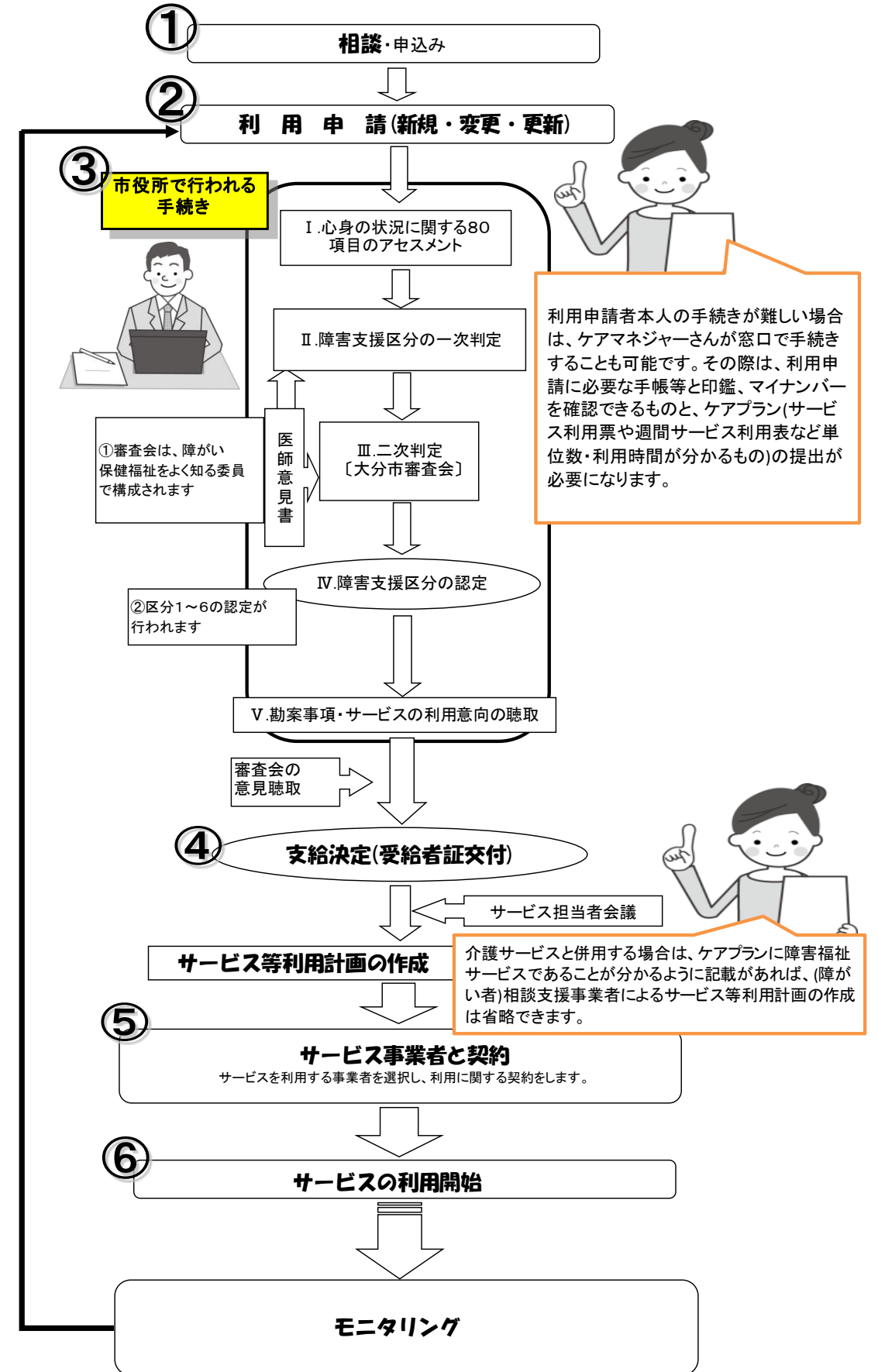
こんにちは! 介護扶助適正化担当の高木です!

少しでもお役に立てる情報を発信できたらいいなと思いはじめた介護扶助通信も今回で第3号になりました。介護扶助適正化を担当して早くも約8か月が経過し、H番号対象の方をご担当されている多くのケアマネジャーさんと連絡をとらせていただきました。お忙しい中ご対応いただき本当にありがとうございます。

これからもケアマネジャーさんと一緒に障害福祉サービスなど他法他施策の利用について検討させていただければと思っております。介護扶助について疑問があれば、お気軽にご連絡下さい。

障害福祉サービス利用の仕組みの流れ

H番号の対象者で障害福祉サービス利用申請に必要な手帳等に該当がある場合、次の利用の仕組みの流れで申請を進めていくことになります。
※サービスによっては、医師意見書や審査会が不要な場合があります。



利用申請者本人の手続きが難しい場合は、ケアマネジャーさんが窓口で手続きすることも可能です。その際は、利用申請に必要な手帳等と印鑑、マイナンバーを確認できるものと、ケアプラン(サービス利用票や週間サービス利用表など単位数・利用時間が分かるもの)の提出が必要になります。